

平成 18 年 10 月 26 日

各部課（室、局）長 様

市 長

平成 19 年度の予算編成について

我が国経済の動向は、企業収益の回復が雇用や所得の改善にも波及し、消費、投資がバランス良く増加し、明るい動きもみられ、原油価格など内外のリスク要因に留意する必要があるものの、今後も民間需要中心の自律的・持続的な成長が見込まれている。

このようななか、国においては、平成 19 年度予算の概算要求にあたり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」を踏まえ、財政健全化を継続していくため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしている。そして、地方に対しても、国と歩調をあわせ、人件費や地方単独事業等の徹底した見直しを行うこと等により地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとされており、地方財政措置についても引き続き厳しい圧縮基調が見込まれるところである。

一方、本市の財政は、職員定員適正化計画の効果による職員給の抑制効果が徐々に表れているものの、社会情勢の変化とともに扶助費は増加するなど、財政の硬直度を示す経常収支比率は、平成 17 年度決算では 87.0% となり、前年度に比べて僅かながら改善が図られたところであるが、依然、高い数値を示しているなど厳しい財政状況にある。

また、平成 19 年度の歳入見通しは、市税に関し、景気回復や税源移譲等による増加が見込まれるものの、税制改正による減収補てん措置や所得譲与税の廃止による交付金等の減少が見込まれ、また、地方交付税については、国の概算要求における見通し等により交付税額の増加は見込めず、歳入全体の増加は期待できない状況にある。他方、歳出では、高水準で推移する公債費や、少子・高齢化の進展等による社会保障関連経費、事業進捗に伴う公共下水道事業会計繰出金などの増加が見込まれ、現在調整中の実施計画においては前年度予算を上回る見込みとなっており、引き続き財源不足が生じることが予想される。

しかし、こうした厳しい財政環境にあっても、防災・危機管理対策をはじめ山積する行政課題等に的確に応え、また、将来の都市像である「市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか」の実現に向けた施策を推進しなければならない。

よって、平成 19 年度の予算編成にあたっては、このような本市を取り巻く厳しい財政環境を職員一人ひとりが十分認識し、「松阪市行財政集中改革プラン」に基づく実施プログラムを確実に実行し、早期にその成果を上げるとともに、経費の一律カットではなく、施策・事業の選択と集中への取り組みに英断を持って進めるよう、下記事項に留意のうえ、予算編成にあたられたい。

記

1. 基本的事項

(1) 歳入については、厳しい財政状況の中、できる限り特定財源の確保を図ること。また、自主

財源の確保に努め、特に滞納分については万全の体制で臨み、徴収率向上に努力すること。

- (2) 歳出については、現下の財政状況に配慮し、徹底した見直しを行い、経費の節減・合理化を進めること。
- (3) 予算の見積りにあたっては、国家予算、地方財政計画等が未確定な段階であるが、これらの動向についての確に把握するとともに、事業効果、費用負担のあり方等も十分検討し、主体性をもって調製すること。
- (4) 事務事業については、総合計画、市民ニーズ等に配慮しながら、事業の優先順位・事業効果・後年度負担等を十分検討して、目標達成の年次を明確にすること。また、予算の執行については、事業の効果を早期に発揮し、市民サービスの向上に努めること。
- (5) 新規事業及び既存事業に係る事業費の増額については、原則としてスクラップ・アンド・ビルドにより、所要の財源を捻出すること。また、新規事業の導入については、組織や人員等の増加を伴うことのないよう、その実施方法を十分検討すること。さらに、当該事業の必要性、緊急性など事業効果等についても検討を加え、真に必要かつ緊急なものに限ること。
- (6) 重要施策については、総合計画を踏まえ、関係部局等との事前協議を十分行ったうえ、予算要求すること。
- (7) 国・県・市・民間の事業主体及び経費負担の区分については、法令等に準拠して明確にし、適正化に努めること。
- (8) 財源負担の公正を確保するため、応益負担の原則により、受益者負担の適正化に努めること。
- (9) 民間等へ委託することにより、行政運営の簡素効率化と経費節減が図られるものについては、積極的な導入に努めること。また、民間委託等検討委員会における対象事業については、費用対効果の検討を加え、予算要求すること。
- (10) 行政の多様化、複雑化に伴い複数の部課に関連する事業が増加しているため、これらの事業については、地域振興局を含め関係部課で十分調整のうえ、予算要求すること。
- (11) 議会及び監査委員等の指摘、要望事項及び市民の要望度の高い事項については、その内容を精査検討し、予算に反映すること。
- (12) ISO14001 の運用に伴う環境対策への取り組みを十分勘案し、予算に反映すること。
- (13) 「松阪市行財政集中改革プラン」に基づく実施プログラムを着実に実行するとともに、取り組みの前倒しを検討するなど早期効果を上げることに努め、予算に反映すること。

2. 歳入に関する事項

(1) 市 税

国の税制改正の方向性及び今後の経済情勢に十分留意のうえ、確実に見込める額を計上すること。また、税負担の公平性を期すため、課税客体の把握に留意し、引き続き徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。

(2) 分担金及び負担金

受益者負担の適正化に努め、受益の限度、事業の性質等を考慮し適正な額を見積ること。

(3) 使用料及び手数料

事務等に要する経費を考慮のうえ、コストに見合う適正な水準となるよう、常に見直しを行うこと。特に、3年以上にわたって改正が行われていないものについては、必ず見直しの検討を行うこと。

(4) 国・県支出金

国・県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率、負担区分等の状況に十分留意し、確実な見積りを行うこと。また、各省庁の概算要求において、補助金等総額の削減がなされている事業については、この動向を十分把握しておくこと。

なお、原則として国・県補助金の廃止及び減額に伴う市費の肩代わりは行わないので、厳に慎むこと。

(5) 市 債

将来の財政負担を十分考慮し、市債充当事業の厳正な選択を行い、市債発行額の抑制に努めること。(充当率は別表「起債充当率一覧表」によること。)

(6) 受託事業収入

事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の配置・処理能力を勘案し、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な額を確保すること。

(7) 財産収入、諸収入、その他の収入

収入見込みを的確に把握し、過大過少見積りが生じないように、増収に努めること。また、指定寄附基金に積立てた寄附金は、寄附者の意向に沿うよう早期に繰入れること。

3. 歳出に関する事項

(1) 人件費

職員の人件費については、職員課において平成18年11月末日の現員現給で年間所要額を見積ること。その他各種委員等の報酬については、条例等の整備もあわせ、関係各課で計上すること。建設事業等の支弁に係る人件費(補助対象分)については、制度上認められる最高の率で計上すること。

(2) 扶助費

扶助費については、国における施策の動向、措置対象の傾向等を十分調査のうえ、的確な見積りを行うとともに、対象者や扶助額について見直しを行い、制度そのものの継続の合理性等を整理し、伸び率を極力抑制して予算を要求すること。

(3) 一般事務費

一般事務費については、事務処理の簡素合理化を図り、創意工夫により経費節減に努め、必要最少額を見積ること。特に旅費、食糧費、賃金については下記事項に留意すること。

ア. 旅 費 職員の各種大会や総会への出席旅費は、原則として認めない。

宿泊を必要とする出張や県外出張は、必要最少人員とすること。

視察及び公務研修に係る旅費は、行政上効果の上がるものに厳選すること。

イ. 食糧費 経費削減について指示をしてきたところであるが、とかく市民の誤解を招きやすいので、引き続き経費の削減に努めること。

各種会議での弁当は、廃止すること。

見積りについては、目的を明確にし、厳正に算定すること。

ウ. 賃 金 過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図り、事前の職員課査定により計上すること。

(4) 普通建設事業費

ア. 補助対象事業については、今後の国・県の予算状況や地方財政計画の動向を十分認識したうえで見積り、補助事業といえども安易に計上することなく、緊急性・必要性等を十分検

討し、真に必要と認められるものに厳選すること。

イ. 市単独事業（普通建設事業に準ずる補助金を含む。）については、今後行政上、真に必要なものであって顕著に事業効果を発揮するものに厳選するとともに、事業コストの削減を図ること。

ウ. 事業の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効率、優先度、事業進度を十分配意のうえ、見積ること。

(5) 災害復旧事業費

過年発生に係るものについては、残事業量、施行年次割等を精査して、的確に見積ること。また、現年発生分については、応急分として前年度と同額を計上すること。

(6) 施設の運営費等

料金収入等受益者負担を徴収し運営される施設については、あらかじめ運営方法等を十分検討のうえ、見積ること。なお、既存施設についても同様の観点から再度見直しをすることとし、複数の類似施設については、そのあり方等を抜本的に見直すこと。

(7) 維持修繕費

維持修繕費については、各施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、修繕計画を作成したうえで緊急性・必要性等が高いものから実施するなど、計画的・効率的な対応を図ること。

(8) 負担金、補助及び交付金

各種負担金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を考慮し、真に市が負担または助成すべきものであるか、補助率・対象等が妥当であるかなど再度検討のうえ、見積ること。

ア. 負担金

各種協議会等の経費に負担しているものについては、過去の経緯にとらわれることなく見直すこと。特に、協議会等の負担金については、決算書等を審査し、市負担金が過充当となっていないか十分注意すること。

イ. 補助金・交付金

各種団体に対する補助金等については、補助金等の交付基準・見直し基準によるものとする。また、補助金・交付金の終期設定は、下記要領によることとし、補助金等交付要綱に必ずその終期を明記すること。

○ 補助金・交付金終期設定要領（3年サンセット方式）

a. 奨励的補助金や各種大会等の補助金のうち、単年度でその目的が達成されるもの。

… 1 年

b. 補助計画年次を2年と定めているもの。または、この期間内にその目的が達成されるもの。

… 2 年

c. 団体への補助金で奨励的補助金として継続されているもの。または、団体の内部努力に委ねるべきと思われるもの。

… 3 年

d. 市政に密接に関係し、住民福祉のために活動している団体に対するもの。または、補助金を受けなければ執行が難しいもの。

… 3 年

※なお、終期の到来したものについては、事務事業評価システムを活用して、事業の検証を行ったうえ、事業の継続を判断すること。

4. 債務負担行為、継続費

将来の財政負担を義務づけるものであるので、新規に設定する場合は、事業規模及び年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。

5. 特別会計

特別会計については、法令上特に定めのあるものを除き、財源不足額を一般会計の繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡維持を基本方針とし、上記一般会計の考え方に準じて見積ること。

6. その他

その他予算要求基準、予算見積書の積算等注意点については別紙参照のこと。

7. 予算編成の日程及び提出する様式等

(1) 査定日程について（予定）

平成18年12月下旬より～別途通知（予算説明は当初予算要求事業の概要による）

(2) 提出書類について

- ① 歳入予算見積書
- ② 歳出予算見積書
- ③ 債務負担行為見積書
- ④ 継続費見積書
- ⑤ 当初予算要求事業の概要

※①・②の様式は、財務会計システムによる。③・④・⑤の様式は、グループウェア共通文書フォルダに掲載の様式とする。

(3) 提出期日 平成18年12月8日(金) 厳守。

(4) 提出先 財務課財政係

(5) 提出部数

ア. 歳入、歳出一次要求、債務負担行為見積書等、予算要求事業の概要（部長査定用） **4部**

イ. 歳出二次要求、予算要求事業の概要（助役査定用） **7部**

ウ. 予算要求事業の概要（市長査定用） **8部** [査定時提出]

※（A4サイズ両面印刷→裏面は上下逆方向）

(6) ①歳入、②歳出一次要求、③歳出二次要求、④債務負担行為見積書、⑤継続費見積書、⑥予算要求事業の概要ごとに別綴じして提出すること。

<別表>

起債充当率一覧表

事業別		充当率 (%)	事業別		充当率 (%)	
一般公共事業	河川	地方負担額の90	義務 教育 施設 事業	建物補助	地方負担額の90	
	港湾	地方負担額の90		建物面積差・単価差	査定額の75	
	道路	地方負担額の40		建物単独	査定額の75	
	都市計画	地方負担額の55		大規模改造事業（補助）	地方負担額の75	
	災害関連	一般分		地方負担額の90	大規模改造事業（単独）	査定額の75
		湛水防除		地方負担額の90	用地	査定額の90
	漁港	地方負担額の90		公共用地先行取得事業	査定額の100	
	農業生産基盤整備	地方負担額の90		公共下水道事業	補助	地方負担額の90
	農村整備（農道整備）	地方負担額の90			単独	査定額の95
	公園緑地事業	地方負担額の75		流域下水道事業	補助	地方負担額の100
		単独	査定額の90			
災害復旧事業	補助公共 土木等	現年	地方負担額の100	公営企業		査定額の100
		過年	地方負担額の90	一般廃棄物	施設分（補助分）	地方負担額の90
	補助農林 施設	現年	地方負担額の80		施設分（単独分）	査定額の75
		過年	地方負担額の70		清掃運搬車	査定額の75
	単独公共土木等	査定額の100	病院事業		査定額の100	
	単独農林施設	査定額の65	社会福祉施設整備事業		査定額の80	
公営企業、準公営企業	査定額の100	介護サービス施設整備事業		査定額の100		
一般単独事業	一般分	査定額の75	公営住宅建設 事業	建物	地方負担額の100	
	地域活性化事業	査定額の75		用地	査定額の100	
	合併特例事業	地方負担額の95	過疎対策事業		地方負担額の100	
	臨時河川等整備事業	査定額の95	辺地対策事業		地方負担額の100	
	臨時地方 道整備事 業	一般分	査定額の95			
		地方特定分	査定額の90			
		ふるさと農道分	査定額の90			
	旧地域総 合整備事 業	まちづくり分	査定額の85			
		ふるさと分	査定額の75			
		防災まちづくり分	査定額の95			
リーディングプロ ジェクト		査定額の90				

(注) 地方負担額とは国庫補助対象事業費から国庫補助金、その他の特定財源を控除した残額である。

予算要求基準

予算編成通知に示しているとおり、平成19年度も引き続き財源不足が見込まれており、依然として厳しい状況にある。

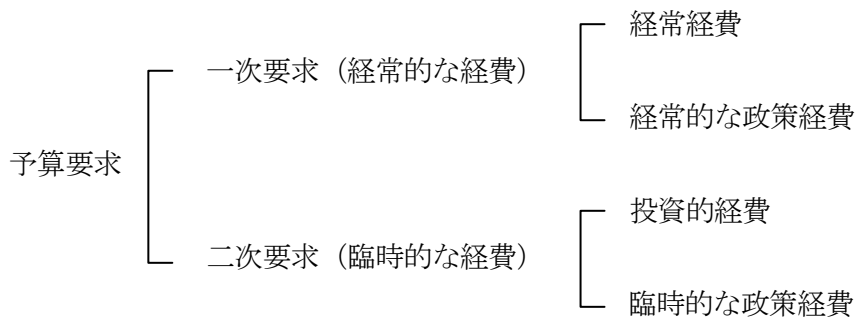
このような中で、予算編成にあたっては、全庁を挙げ、所要財源の積極的な確保に努めるとともに、事務事業全般のさらに徹底した見直しなどにより、経費の思い切った縮減・合理化に努め、本市が抱える重要課題に的確に取り組むため、次のとおり予算要求基準を設けるものとする。

1. 予算要求額（事業費ベース）は、義務的経費を除き、原則として前年度当初予算額を上限とし、一般財源を枠配分以内で見積もること。また、経費区分ごとの要求基準（一般財源ベース）は、下表のとおりとする。

人件費・公債費	所要額	その他の経費	・一次要求は前年度当初予算比99%の範囲内 ・二次要求は実施計画事業比99%の範囲内
扶助費	所要額（但し3%アップ上限）		
投資的経費	実施計画事業比90%の範囲内		

2. 予算要求にかかる各部局への一般財源の枠配分については、別途通知する。

予算要求の分類



○ 一次要求

ア 経常経費

- ・ 一般事務費・施設維持管理費など経常的に支払われる経費

イ 経常的な政策経費

- ・ 終期設定期間内の補助金・交付金や、実施計画事業として位置づけられた事業などのうち毎年支払われる経費

○ 二次要求（実施計画事業として位置づけられた事業に限る）

ア 投資的経費

- ・ 普通建設事業（建設補助金、県施行負担金を含む）、災害復旧事業
- ・ 100万円以上の備品購入費

イ 臨時的な政策経費

- ・ 新規事業
- ・ 終期設定期間を越える補助金・交付金
- ・ 市独自の事業（市単扶助費など）
- ・ 建物、建築物にかかる大規模な修繕
- ・ 経常的な経費にあつて、制度の見直しなど事業内容が大幅に変更になるもの
- ・ 政策的要素の高いもの